

動薬協会発 193 号  
平成 29 年 10 月 19 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 福井 邦 顕  
(公 印 省 略)

農林水産大臣宛の動物用医薬品製造販売承認申請書等の送付について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物医薬品検査所企画連絡室長事務連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡  
平成29年10月16日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 専務理事 殿

農林水産省動物医薬品検査所  
企画連絡室長

農林水産大臣宛の動物用医薬品製造販売承認申請書等の送付について

平素は動物薬事行政の推進に御理解・御協力頂き感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり、動物用医薬品製造販売業者等に依頼しましたので、御了知の上、貴協会会員への周知をお願いします。



(別添)

事務連絡  
平成29年10月16日

動物用医薬品等製造販売業者  
承認申請等担当部署 御中

農林水産省動物医薬品検査所  
企画連絡室長

農林水産大臣宛の動物用医薬品製造販売承認申請書等の送付について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく動物用医薬品、動物用医療機器等の製造販売承認申請書、承認事項変更承認申請書、適合性調査申請書、検定申請書、再審査申請書及び使用成績評価申請書等（以下「承認申請書類」という。）は、郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項に規定する「信書」に該当します。

このため、当所宛にこれらの承認申請書類を送付する場合には、以下のいずれかの方法をお願いします。①及び②以外の方法（例、信書便以外の宅配便）での送付は行わないで下さい。

- ① 書留郵便
- ② 宅配便事業者等の民間事業者が取り扱っている信書便のうち、送達過程が記録され、受取りの際に「受領印」又は「署名」が求められるもの（信書便事業者によっては、未使用の収入印紙が貼付された承認申請書類の引受けを行わない場合がありますのでご注意ください。）